

# iDeCo 加入可能年齢の引き上げイメージ

一定の要件を満たす場合、最長70歳になるまで掛金の拠出が可能になります(令和8年12月～)



**対象者パターン1** 国民年金被保険者以外の60歳以上70歳未満の方で、申出の日の前日において、iDeCoの加入者(掛金を拠出)であった方

## 改正前

iDeCoの加入者であっても、年齢到達(※)や退職等により国民年金の資格を喪失した後は、iDeCoに加入できない。

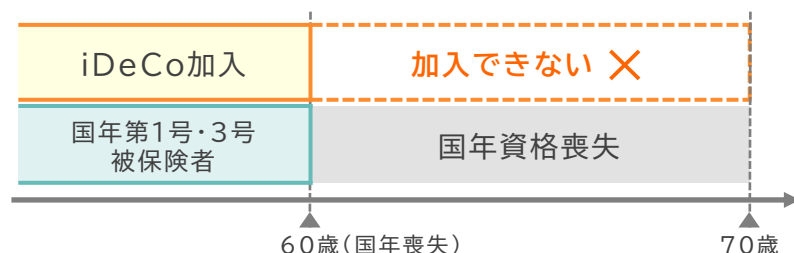
※国民年金第1号被保険者(自営業者等):60歳、第2号(サラリーマン等):65歳、第3号(専業主婦(夫)等):60歳、任意加入被保険者:65歳

## 改正後

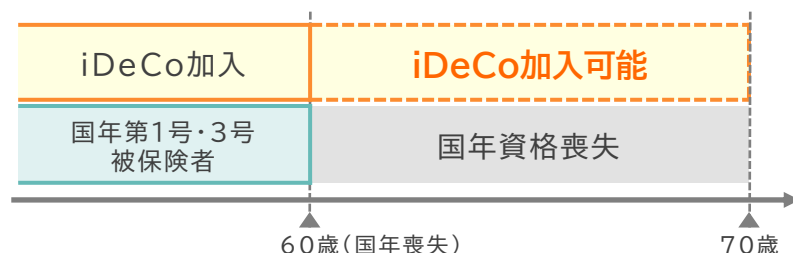
iDeCoの加入者であった方は、国民年金の資格喪失時に申出を行うことで引き続きiDeCoに加入できる。

【拠出限度額:6.2万円/月(企業年金等がある場合は合算)】

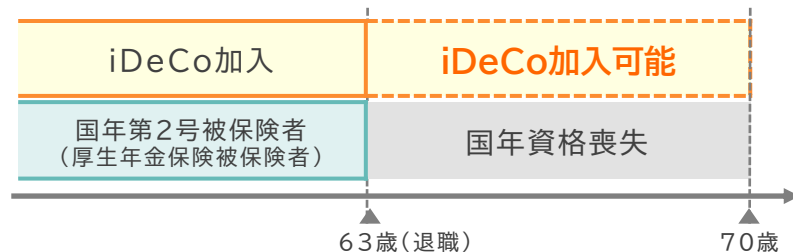
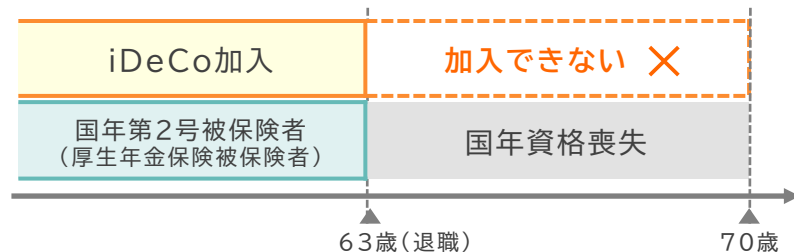
### ■年齢到達による国民年金の資格喪失時



### ■年齢到達による国民年金の資格喪失時



### ■退職等による国民年金の資格喪失時



【留意事項①】経過措置期間である令和11年11月末までは、対象者パターン1～3に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。

【留意事項②】老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給された方は、いずれのパターン(留意事項①含む)においてもiDeCoへの加入はできません。



# iDeCo 加入可能年齢の引き上げイメージ

一定の要件を満たす場合、最長70歳になるまで掛金の拠出が可能になります(令和8年12月～)



## 対象者パターン2

国民年金被保険者以外の60歳以上70歳未満の方で、申出の日の前日において、iDeCoの運用指図者(掛金を拠出せず運用のみ実施)であった方

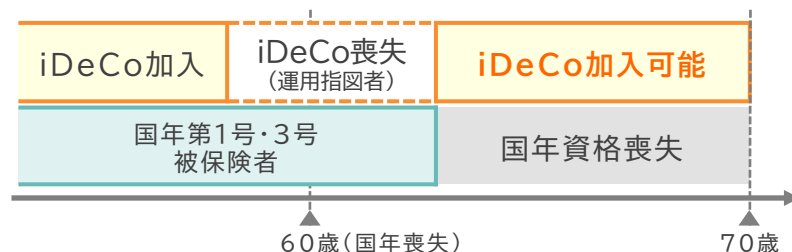
改正前

iDeCoの運用指図者であっても、60歳到達や退職等により国民年金の資格を喪失した後は、iDeCoに加入できない。



改正後

iDeCoの運用指図者であれば、60歳到達や退職等により国民年金の資格を喪失していてもiDeCoに再加入できる。  
【拠出限度額: 6.2万円/月(企業年金等がある場合は合算)】

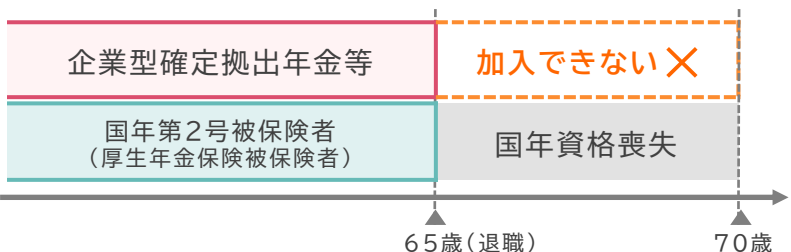


## 対象者パターン3

国民年金被保険者以外の60歳以上70歳未満の方で、企業型確定拠出年金等の年金資産をiDeCoに移換する方

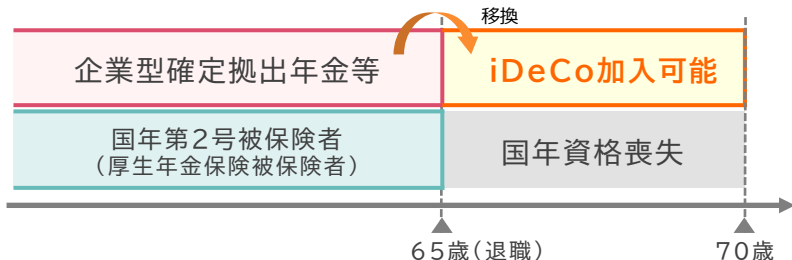
改正前

企業型確定拠出年金等の年金資産を移換しても、国民年金の資格を喪失した後は、iDeCoに加入することはできない。



改正後

企業型確定拠出年金等の年金資産をiDeCoに移換する方は、退職等により国民年金の資格を喪失していてもiDeCoに加入できる。  
【拠出限度額: 6.2万円/月(企業年金等がある場合は合算)】



【留意事項①】経過措置期間である令和11年11月末までは、対象者パターン1～3に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。

【留意事項②】老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給された方は、いずれのパターン(留意事項①含む)においてもiDeCoへの加入はできません。

